

## 議会運営委員会会議録（要旨）

|                |                                                                                                                     |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日 時            | 令和6年11月25日（月） 午前10時00分～午後0時57分                                                                                      |
| 場 所            | 長久手市役所本庁舎 2階 委員会室                                                                                                   |
| 出席委員           | 委員長 大島令子 副委員長 田崎あきひさ<br>委 員 岡崎つよし 川合ともゆき ささせ順子<br>富田えいじ 野村 弘 山田かずひこ                                                 |
| 職務のため出席した者の職氏名 | 市 長 佐藤有美<br>総務部長 加藤英之 次長 福岡隆也<br>行政課長 山田美代子<br>議 長 木村さゆり<br>委員外議員 山田けんたろう わたなべさつ子<br>事務局長 横地賢一 議事課長 福岡弘恵 議事係長 村瀬紗綾香 |

### 1 あいさつ 議長 市長

### 2 議題

#### (1) 令和6年第4回長久手市議会定例会議事日程について

##### ア 市長提出議案について

＜説明：総務部長、総務部次長、行政課長＞

・追加議案第71号～第74号

（副委員長）前回の議会運営委員会での提出ではなく、追加する形となった理由は何か。

（行政課長）必要な諸手続が間に合わず、議案提出の準備が整わなかったからである。

（委員長）説明のとおりの内容でよいか。

＜異議なし＞

＜市長、総務部長、総務部次長、行政課長退席＞

##### イ 一般質問について

＜説明：事務局＞

・発言通告 個人質問 15人

・12月9日（月）5人、10日（火）5人、11日（水）5人

（委員長）一般質問の順序・日程案について、説明のとおりでよいか。

＜異議なし＞

（岡崎委員）わたなべ議員の発言通告書の中に、「本市」と「市」の文言が混在していて統一性がない。

(わたなべ委員外議員)

全て「市」で統一していただくということでよい。

(岡崎委員) 発言通告書の提出時に事務局が確認をしているはずだが、どのような意図で混在させたのか。

(事務局) 発言通告書の受付時には事務局で確認をし、必要に応じて修正をするが、事務局の勝手な判断で行うわけではなく、通告した議員本人ときちんと話をしている。わたなべ議員の発言通告書に「本市」と「市」が混在したことについては、修正もれなのか、あえて使い分けているのか、どちらの状況もあり得るが、わたなべ議員本人が「市」で統一したいということであれば、そのように対応することでよい。

(岡崎委員) 全て議員の要望に従うということか。

(事務局) 例えば、引用した文章の引用元や文言が誤っているが、議員が意思を持って修正しないと要望されるような場合については、要望どおり修正しないこととするかどうかは協議が必要であると思う。

(委員長) 岡崎委員と事務局の発言を踏まえ、わたなべ委員外議員はどのように考えるか。

(わたなべ委員外議員)

「市」に統一した方が市民にとって分かりやすいのであれば、統一するというでよい。

(岡崎委員) 自分は、これまで発言通告書を事務局に確認してもらおうと「本市」で統一するように修正が入ってきたので、作成する時点で注意するようになった。わたなべ議員に対して、誤った記載をしていると指摘したわけではない。

(山田委員) 今回のわたなべ議員の発言通告書全体を見ると、全て「市」に統一してしまうとおかしい部分もあるのではないかと。修正しなくてもよいと思う。

(野村委員) 「市」と「本市」は全く同じ意味ではない。例えば他市と比較して強調する意味合いで使うときは「本市」の方がよいこともある。必ずしも全てを「市」または「本市」で統一しないといけないことはないと思う。

(委員長) 発言通告書の内容に誤りがあるわけではないので、修正しないこととしてよい。

<異議なし>

ウ 陳情について

<説明：事務局>

- ・ 陳情第4号 陳情文書表及び陳情書のとおり
- ・ 審査する委員会：総務くらし建設委員会
- ・ 趣旨説明の申込みなし

(委員長) 説明のとおりの内容でよい。

<異議なし>

エ 議事日程について

＜変更点の説明：事務局＞

- ・第1号 追加議案第71号～第74号（議案上程、提案者の説明）
- ・第2号 追加議案第71号～第74号（議案質疑、委員会付託）
- ・第3号～第5号 一般質問の質問順決定
- ・第6号 追加議案第71号～第74号（委員長報告、質疑、討論採決）

（委員長） 説明のとおりの内容でよいか。

＜異議なし＞

オ その他

- ・委員会付託議案

（事務局） 議案第71号から第73号までを総務くらし建設委員会の付託表に、議案第74号を教育福祉委員会の付託表に追加した。予算決算委員会の付託表に変更はない。

（委員長） 説明のとおりの内容でよいか。

＜異議なし＞

（2） 令和7年第1回定例会の日程について

＜説明：事務局＞

- ・第1回定例会 2月20日から3月18日までの27日間

（委員長） 説明のとおりの内容でよいか。

＜異議なし＞

（委員長） 市内小中学校の卒業式の日程はどのようなか。

（事務局） 中学校の卒業式は3月7日、小学校の卒業式は定例会閉会後の3月19日である。

＜休憩：午前10時33分＞

＜再開：午前10時40分＞

（3） 議員控室に公費で設置している新聞について

（委員長） 政務活動費の対象となる新聞購読費の紙数制限をなくすことに伴い、議員控室に設置している新聞をどうするかについて、各会派の意見を伺う。

（香流） 廃止でよい。市の財政が厳しい中、執行部も事業の見直し等に取り組んでいる。市議会としても、そういう意識を持つべきである。

（ながくて） 全ての新聞の設置を続けるのがよいと考えるが、減らすなら読売新聞・朝日新聞・毎日新聞の主要3紙を残すのがよい。

（公明党） 会派「香流」と同意見である。廃止でよい。

（みらい） 会派としては結論が出ていない。設置を続けてもよいし、廃止に反対でもない。設置を続けるなら主要の新聞を残すのか、主要の新聞は各議員が政務活動費で購読する可能性が高いと考えると、逆に主要以外の新聞を残すのがよいか、判断が必要なところである。

(無会派の会)

設置は続けてほしい。政務活動費で購読できる新聞の紙数制限を撤廃するから議員控室の新聞を廃止するというなら、議員控室の新聞5紙の設置は継続して、政務活動費で購読できる新聞をそれ以外の新聞に限定すればよい。

廃止するのであれば、執行部が取っている新聞を議員も共有することができないか。共有場所は、議員控室がよい。また、複数の課で同じ新聞を取ることがないように、執行部も節約の努力をしているか、確認してほしい。

(議長) 執行部の取っている新聞を共有できるかについては、確認する。

(委員長) 会派「翼」の意見としては、現状どおり設置は続けるべきである。各新聞によって社会情勢に対する論調が違い、何かあったときにすぐに確認できるよう、議員控室には新聞が置いてある必要がある。政務活動費で購読できる新聞の紙数制限を撤廃することとは、別問題である。

(わたなべ委員外議員)

設置は続けてほしい。各新聞によって論調が違い、市民の意見や要望を聞いたりするときに必要である。

(副議長) インターネットで検索する形での情報収集は、自分がアクセスした情報しか入ってこない。普段読まない、論調の異なる新聞が議員控室に設置してあることによって、自分からは能動的に得られない情報を得ることができるので、必要だと思う。

(山田委員) 市の財政が厳しい中、政務活動費の増額要求もしている。予算額を上げる要求ばかりではなく、節減する工夫も必要なのではないか。

(ささせ委員)

議員控室の新聞はあるにこしたことはないが、それは市のどの事業でも同じで、実施できないよりはできる方がよいのは当然である。しかし市の財政状況を鑑みれば、執行部と同様、市議会としても節減できることを考え、協力している姿勢を示すべきではないか。

(岡崎委員) 本市議会の議会控室は議会図書室にもなっており、議会図書室への新聞の設置は当然だと考える。市の財政が厳しいことを理由に、新聞の設置を取りやめるのはおかしい。

(委員長) 市の財政が厳しいからといって、議員活動がしにくい状況になってはいけない。

(山田委員) 令和7年度の予算要求をする際には、議会事務局も執行部と同様、何割かカットするように財政課から指示が出ていると思う。議会費だからといって、何でもかんでも要求するわけにはいかないのではないかな。

(富田委員) 各議員が政務活動費でそれぞれ別の新聞を取り、他議員と共有するなどの方法もあるかもしれない。家計と同じで、使えるお金が少なければ、工夫して上手にやりくりしないといけない。

(委員長) 政務活動費の増額は要求しているが、使用しなければ返還するものである。全額返還する議員もいる。

議会図書室の充実も課題とされるなか、新聞の廃止はありえない。

(山田委員) 意見がまとまらないので、多数決としてはどうか。

(委員長) 議員控室の新聞を「廃止する」または「設置を続ける」のどちらかに挙手を願う。

「廃止する」：ささせ委員、富田委員、野村委員、山田委員

「設置を続ける」：岡崎委員、川合委員、田崎委員

(委員長) 令和7年度から、議員控室の新聞は廃止することとする。

(4) 政務活動費運用指針「資料作成費」のインク・トナー代の上限額について

(委員長) 各会派の意見を伺う。

(ながくて) 他市議会ではどうなっているかを調べてもらい、それを基準にするとよい。

(香流) 実際の使用状況からすると3万円くらいは必要で、市民にきちんと説明ができれば問題ないと思うが、各議員によって使用状況が違うため、1万5,000円くらいが妥当ではないかという意見でまとまった。

(みらい) 会派内では自分しかインク代を使わないが、大体年に2回交換するくらいなので、2セット分で約1万5,000円になる。

(公明党) プリンターの機種によってインク代も違うと思うが、交換の回数と議員活動に使う分で換算すると1万5,000円くらいである。

(副委員長) 1万5,000円とした根拠はどのようなか。

(公明党) 自分は主に一般質問の準備に必要な資料の印刷に使用しており、年に3回ほどインク交換をするため、1回5,000円で3回分の金額である。

(無会派の会)

それはあくまで1個人のデータであって根拠にならない。

(公明党) 実際の使用状況を確認した上で、上限額をいくりにするか考えてくることになっていたので、曖昧な金額ではなく、自分の使用状況を根拠とした金額で提案する方が適切と考えたものである。

(無会派の会)

特に上限額を定めず、政務活動費の範囲内で自由に使用できるようにすればよいと考える。

(議長) 議員活動に使用する範囲で、常識的な金額ということで上限額を定めている。制限をなくし、使用した分は各議員がきちんと説明できればよいという考え方もあると思うが、自分は上限額を定めた方がよいと考える。

(副委員長) 私用で印刷することも考えられるから、上限額を定めるべきということか。

(公明党) 今回の議題は、上限額をいくりにするかということを論点に会派で意見をまとめてくるよう、委員長から指示があった。上限額の撤廃を前提とした話はしていない。委員会の開催にあたり、委員長と副委員長は議題のすり合わせをしていないのか。

(委員長) 今回は、物価上昇の状況に合わせた上限額の見直しを議題としている。議員それぞれ必要額は違うと思うが、世間一般の常識として1万5,000円くらいがよいとする意見が多いので、現状の1万円を1万5,000円に上げることとしてよいのか。

(副委員長) 飛躍した意見を述べたことは申し訳ない。ただ、各議員で議員活動の仕方が異なり、必要とするインク・トナー代の額も様々である。上限額は定めず、各議員がその支出の透明性をしっかり確保すればよいと思う。

(山田委員) 他市議会の基準を調査してもらったらどうか。

(事務局) 現状、1万円の上限額が定められているのは、議員個人が所有しているプリンターが1台しかなければ、議員活動と私用の両方で使用することが想定されるためと推測する。

現在、本市議会ではタブレット端末を1人1台貸与し、ペーパーレス会議システムも活用している。上限額については、他市議会の基準も参考にはなるかもしれないが、議会活動や議員活動の状況は各市議会で違うので、本市議会の議員が実際にどれくらいの額を必要としているかで決めるのが妥当ではないか。

(岡崎委員) 自分は実際にはインク代に3万円以上かかっていると思うが、政務活動費は使用していない。全てを議員活動に使用しているかという点、明確に分けられないからである。ささせ委員や野村委員から、実情に沿って1万5,000円という金額の提示があったので、それを基準とすることでよいと考える。

(委員長) 令和7年度から、インク・トナー代の上限額を1万5,000円とすることでよいのか。

<異議なし>

#### (5) 委員会の所管バランス調整について

(委員長) 前回の議会運営委員会で、会派「香流」から、市長公室を総務くらし建設委員会から教育福祉委員会に移してはどうかという提案があった。議長とも相談し、ある程度のバランス調整ができ、また委員会の名称変更の必要もないので、この案としてはどうかと考えている。

(副委員長) 教育委員会の事務を補助執行している主な担当課である生涯学習課を、教育福祉委員会の所管にすることこそ、真っ当な議論だと考える。この考えについて、議長はどう思うか。執行部に対して、議会側から強く求めることはできないのか。

(議長) 副委員長の意見についてはもっともだと思うが、執行部は「所管は部単位とするようご理解いただきたい」とのことであり、自分としてもそのように考えている。

(委員長) 令和7年5月から、市長公室の所管を教育福祉委員会に移すこととしてよいのか。

<異議なし>

(委員長) 令和7年3月定例会での委員会条例改正に向けて、事務局に準備を依頼する。

#### (6) 令和7年5月からの委員会体制について

(委員長) 令和7年5月から「委員兼任による補充体制」または「欠員状態の体制」のどちらにするか、各会派の意見を伺う。

(公明党) 欠員状態の体制がよい。

(みらい) 現在、委員兼任による補充体制としているのは、より多くの委員で審査した方がよいという考え方からなので、令和7年5月以降も同じ体制を継続するべきだと思う。委員を兼任する議員は負担が大きくなるので、1年交代などができるとうい。

(ながくて・香流・わたなべ委員外議員)

委員兼任による補充体制がよい。

(無会派の会)

議員自体が欠員の状態なので、委員会の委員も欠員の体制とすべきである。

(委員長) 会派「翼」としては、委員兼任による補充体制がよい。

委員兼任による補充体制がよいとの意見が多いので、令和7年5月以降も現在の体制を継続することとしてよい。

<異議なし>

(委員長) 委員会条例中の「少なくとも1つの」という文言については、解釈の仕方です。「一つは必ず」とも「一つ以上」とも読み取れるので、改正の必要はないと考えるかどうか。

<異議なし>

<休憩：午後0時05分>

<再開：午後0時10分>

#### (7) 議会基本条例検証結果に基づく課題検討について

##### 【第16条（議会図書室の設置）】

(香流) 第16条の2を追加する案であるが、市議会が要望した内容の図書を検索・提供してもらえるよう、中央図書館にレファレンスサービスを依頼できないかという意味合いである。

(山田委員) 前期、平成30年度に議会基本条例の検証を行ったときも出た意見である。

(みらい・ながくて・公明党)

意図は理解できたが、改正文案からはそのように読み取れない。

(無会派の会)

第16条の2を追加するのであれば、改正文案にある「学識経験を有する者等」が何を指すのか分かりづらいので不要と考えるのと、第16条は義務ではなく努力義務の規定なので、文の最後は「活用するものとする」ではなく「活用するよう努めるものとする」とするのがよい。

(わたなべ委員外議員)

中央図書館に助言や資料提供を依頼するには、各議員が議会事務局を通して行うことになるのか。

(委員長) 現状、中央図書館ではレファレンスサービスという形での正式な業務は行っていないようである。

第16条は「議会図書室の設置」について規定する条であり、中央図書館のレ

ファレンス機能の利用に努めるという内容を追加するのは、少し飛躍していると感じる。まずは議会図書室を充実させることが先ではないか。

(山田委員) 議会図書室が充実していない現状から、中央図書館の図書も活用しようということを出てきた案である。

(委員長) 第16条の2は追加しないこととしてよい。

＜異議なし＞

【第17条（議会広報の充実）】

(山田委員) 広報広聴協議会を設置し、広報だけでなく広聴の充実にも力を入れるべきなので、タイトルに「広聴」を追加して「第17条（議会広報・広聴の充実）」としてはどうか。また、第17条第4項として広聴の内容を追加してはどうか。例えば「議会、市政の課題に関する市民の様々な意見を把握するため、多様な手段を活用し、広聴活動に努めるものとする。」という条文はどうか。また併せて解説文の最後にも、「市政の課題に関して、広く市民の意見や要望などを聞くことができるよう、議会報告会、意見交換会など、広聴活動に努めていきます。」という文を追加してはどうか。

(委員長) まず、第17条第1項については改正文案のとおり改正することとしてよい。

＜異議なし＞

(委員長) 山田委員から提案のあった、第17条のタイトルに「広聴」を追加し、広聴の充実について第4項及び解説文を追加することについてはどうか。

(議長) 「第4章 市民と議会の関係」の第8条の解説文でも同様の内容を記載している。第17条にも規定する必要があるのか。

(委員長) 次回の委員会までに各会派で意見をまとめておいてほしい。  
本日はここまでとする。

### 3 その他

・ふるさと納税制度の抜本的見直しを求める意見書の提出について

(委員長) 今定例会の最終日に、市議会から国に対する意見書を議案として提出したいと考えている。市長から議長あてに依頼があった件であり、内容は資料として配付した文案のとおりである。

(岡崎委員) 意見書の文案は、市長が作成したものか。

(議長) 市長からは、普通交付税の不交付団体であるが故に市の財政が厳しい状況であることを、市として国に訴えるので、市議会からも訴えていくようお願いしたいという趣旨の話があった。意見書の文案は市長が作成したものではなく、同様の趣旨で既に意見書を提出している芦屋市議会の文書を参考に、本市の状況に合わせて数字等の修正を加えたものである。

(委員長) 文言の整理については意見があればこれから行うとして、まずは提出するかどうかを諮りたい。

(岡崎委員) 趣旨は認めるが、文言の整理もこれから行うということであるし、今この場で提出するかどうかの結論を出すには唐突過ぎるのではないか。

(議長) 提案が遅くなって申し訳ないが、まずは、国に対してこのような内容の意見



書を出すことについて、賛成かどうかを伺いたい。

(岡崎委員) 趣旨については賛成する。

(富田委員) 「ふるさと納税制度の抜本的見直しを求める」とあるが、市長は、議員時代にふるさと納税で他自治体に寄附をして返礼品の肉を受け取り、賢いお金の運用だというような発信をしていたことについて、令和6年9月定例会のなかじま議員の一般質問で紹介されていた。自分は他自治体への寄附はしていないが、他議員の中にはしている人もいるかもしれない。国に対して要望する内容と、要望する側の実情が合っていないとちくはぐにならないか。

(委員長) ふるさと納税制度による住民税の減収分に対し、交付団体には国から75パーセントの補填があるが不交付団体にはなく、国の措置の差があまりに大き過ぎることについて市議会として訴えるものであり、個人が制度を利用しているかどうかは別問題と考えている。

(富田委員) 市議会として訴えるのだから、議員個人の状況は考えなくてよいというのは少し疑問に思うが、他委員が気にならないならよい。

(委員長) 不交付団体は全国でわずかしがなく、制度のゆがみについて声を上げていかないと国に伝わらない。

(岡崎委員) 自分が議長を務めていたときも、九州の町議会から、同様の趣旨の要望を国に対して行うことに賛成してほしいという打診があった。

制度の課題の是正を訴える意見書を提出すること自体は、会派「ながくて」として賛成である。

(委員長) 文言の整理はこれから行う。意見書の提出については決定としてよいか。

＜異議なし＞

(委員長) 議会運営委員会からの提出議案として、準備を進める。

(副委員長) 執行部が取っている新聞を議員が共有できるか、議長から確認願う。

(委員長) 次回は令和6年12月17日(火)午前10時

以上で議会運営委員会を終了する。